2　締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される知的財産権の保護又は行使よりも広範な保護又は行使を自国の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。

3　この章の規定の適用上、「知的財産」とは、第十四・八条から第十四・三十九条まで又は貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう。知的財産の保護には、千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）（注）第十条の二に規定する不正競争からの保護を含む。

注　パリ条約とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

4　貿易関連知的所有権協定第一部、特に第七条及び第八条に定める目的及び原則は、この章の規定について準用する。

第十四・二条　合意された原則

両締約国は、国内制度における公共政策の目的を考慮した上で、特に透明性及び無差別の原則を尊重し、並びに関連する利害関係者（権利者及び利用者を含む。）の利益を考慮に入れつつ、それぞれの知的財産に関する制度を通じて次のことを行う必要性を認識する。

(a)　イノベーション及び創造性を促進すること。

(b)　情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること。

(c)　競争を促進し、及び開放された、かつ、効率的な市場を育成すること。

第十四・三条　国際協定

1　この章の規定は、両締約国が締結している知的財産の分野における他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務を補完する。

2　両締約国は、この協定の効力発生の日に両締約国が締結している知的財産に関する国際協定（注）に定める義務を履行することについての約束を確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

注　この2に規定する知的財産に関する国際協定には、欧州連合構成国が締結しているものを含む。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　パリ条約

(c)　千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「ローマ条約」という。）

(d)　千八百八十六年九月九日にベルヌで作成された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）（注）

注　ベルヌ条約とは、千八百八十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

(e)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(f)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

(g)　千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(h)　千九百六十一年十二月二日にパリで作成された植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百九十一年のUPOV条約」という。）（注）

注　千九百九十一年のUPOV条約とは、千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいうものと了解する。

(i)　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書

(j)　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約

3　各締約国は、この協定の効力発生の日までに次の多数国間協定を締結していない場合には、これらの協定を批准し、又はこれらに加入するためにあらゆる合理的な努力を払う。（注）

注　欧州連合については、欧州連合構成国によるこの3に規定する多数国間協定の批准又はこれらへの加入を含む。

(a)　二千年六月一日にジュネーブで採択された特許法条約

(b)　千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで採択された商標法条約

(c)　二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(d)　千九百九十九年七月二日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(e)　二千十二年六月二十四日に北京で採択された視聴覚的実演に関する北京条約

(f)　二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

第十四・四条　内国民待遇

1　一方の締約国は、この章の規定の対象となる全ての種類の知的財産について、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約に既に定める例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に定める権利についてのみ適用する。

注1　この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

注2　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

2　1の規定に基づく義務は、貿易関連知的所有権協定第五条に定める例外の対象にもなる。

第十四・五条　最恵国待遇

一方の締約国は、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に対し即時かつ無条件に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条に定める例外については、この限りでない。

第十四・六条　手続事項及び透明性

1　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進するようあらゆる合理的な努力を払う。

2　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保することを目的として、国際的な基準に従って知的財産権に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適当な措置をとる。